

自立支援型ケアマネジメント促進事業実施要領

1 目的

市が推進する、自立支援型ケアマネジメントを促進することで、高齢者の生活機能の改善、自立した生活の維持を目指す。

2 事業概要

市内に住所を有するサービス提供事業所、居宅介護支援事業所が、市が推進する統一様式を用いて適切にアセスメント、計画作成を行った際にその取組を支援する。

(1) 実施主体：小林市

(2) 対象となる利用者：事業対象者、要支援1・2及び継続利用要介護者

(3) 利用者負担：なし

(4) 契約事業所の要件：市作成の「自立支援型アセスメントマニュアル」を用いてアセスメントを行い、市の統一様式にて計画書等を作成していること（居宅、事業所共通）。包括支援システムを導入しデータ連携していること（サービス提供事業所のみ）。

ア サービス提供事業所：統一様式による事前事後アセスメント実施、包括システムへの入力に基づく支援

イ 居宅介護支援事業所：統一様式を使用したプランの作成、アセスメント支援事業、短期集中予防サービス事業活用、地域ケア自立支援会議事例提出への支援

(5) 金額

	サービス提供事業所	居宅介護支援事業所
事前アセスメント	3,000 円/件	
事後アセスメント	5,000 円/件	
アセスメント支援事業活用		2,500 円/件
短期集中予防サービス事業導入		2,500 円/件
地域ケア自立支援会議事例提出		5,000 円/件
初回加算 ※介護保険法に基づくケアマネジメントにおける 初回加算の算定条件に準拠すること。	2,000 円/件	

ただし、支援は予算の範囲内で行う。

3 事業の流れ

(1) サービス提供事業所

提出期限	R7.5～随時	支援開始後10日以内	支援開始月14日まで、 支援終了前月10日まで (短期集中サービスは終了 月10日まで)	翌月10日まで
サービス提供事業所	「参加申込書」 を市に提出	「対象者名簿」を市に提出 以降、新規対象者については支援開始後10日以内に「対象者名簿」を市へ提出。	事前、事後アセスメントを実施。包括システムに入力。	請求書・明細書を市に提出
長寿介護課	申込確認後、 契約	「対象者名簿」をもとに「対象者一覧」作成。包括と共有（連絡フォルダにて） 以降、新規対象者については、随時対象者一覧に追加入力。		請求書・明細書の提出を受け、「対象者一覧」を確認。包括の確認欄入力にて提出を確認後、支払い。
包括 (プラン担当者)		「対象者一覧」を確認。事業所へのサポートを開始。 指定居宅介護支援事業所がプラン担当者の場合は、情報共有し、居宅・事業所両者を支援。	システムで、事前・事後のアセスメント入力状況を確認し、作成や提出を支援。 提出を確認後「対象者一覧」の各確認欄へ入力。	

(2) 居宅介護支援事業所

提出期限	R7.5～随時	担当者会議前まで (プラン作成開始時が望ましい)	・プラン作成時 ・評価(総括表作成)時	翌月10日まで
居宅介護支援事業所	「参加申込書」 を市に提出	「対象者名簿」を市に提出 以降、新規対象者については担当者会議前までに「対象者名簿」を市へ提出。	統一様式を用いて、アセスメント・プラン作成と支援期間終了前の総括表を作成 委託居宅：システムへ入力 指定居宅：包括に写し提出	請求書・明細書を市に提出
長寿介護課	申込確認後、契約	「対象者名簿」をもとに「対象者一覧」作成。包括と共有（連絡フォルダ） 以降、新規対象者については、随時対象者一覧に追加入力。		請求書・明細書の提出を受け、「対象者一覧」を確認。包括の確認欄入力を確認後、支払い。
包括		「対象者一覧」を確認。居宅へのサポートを開始。 適切なタイミングでの様式作成、自立支援型のプラン作成を支援。	指定居宅から提出された様式の写しを市へ共有（連絡フォルダ） システム及び提出書類で適切なケアマネジメントが行われているか確認。「対象者一覧」の確認欄へ入力。	

4 提出(入力)書類：提出タイミングは、「R7.3 事業所とプラン作成者で共有する資料一覧」参照

ア 訪問型事業所

- ①介護メニューアセスメント（訪問用）
- ②生活行為アセスメント(訪問・通所共通)
- ③介護予防サービス計画・総合評価(訪問用)
- ④介護予防サービス 個別計画書(訪問用)・・・事前アセスメント時のみ

イ 通所型事業所

- ①介護メニューアセスメント（通所用）
- ②生活行為アセスメント(訪問・通所共通)
- ③介護予防サービス計画・総合評価(通所用)
- ④介護予防サービス 個別計画書(通所用)・・・事前アセスメント時のみ

ウ 居宅介護支援事業所

事前アセスメント（プラン作成時）

- ①利用者基本情報
- ②介護予防のアセスメント【1】基本チェックリスト・【2】追加項目
- ③介護予防メニュー リスク確認【1】・リスク確認【2】
- ④生活機能評価（アセスメント）
- ⑤因子分解表
- ⑥ケアプラン

事後アセスメント(評価 総括表作成時)

- ①総括表

5 その他

- ①事業開始時以降に、プラン開始時の事前アセスメントを実施した者からが対象となる。
- ②プランが年度をこえる者についての申請は、妨げない。